

# E-ソーシャル 変更点及びソリューション

プロジェクトの進捗及び  
E-ソーシャル時代の労使関係を展望する

ジョゼ・マイア  
労働省労働監査官  
jose.maia@mte.gov.br

E-sócialについて  
知っておくべきこと。



## E-ソーシャル以前の状況

納期の問題

三入



不整合



情報の重複

情報保管の不安全

# 参加機関

労働省

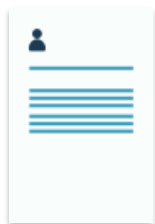
大蔵省

- 1) 国税庁
- 2) 社会保障院

国立社会保険院  
INSS

連邦貯蓄金庫  
FGTS担当機関

## ビジネス環境の整備



情報作成環境で登録



整合性の高い情報キャッチ



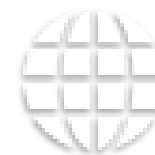
安全な情報保管



管轄機関への即時的情報提供



プロセスの統合



情報の透明性向上

## 報告義務事項数の削減

様々な報告義務事項が廃止されます。

- GFIP (FGTS納付および社会保障情報書)
- CAGED (被用者・失業者登録システム)
- RAIS e RAIS-CT (従業員情報年次レポート)
- LRE – Livro de Registro de Empregados (従業員登記簿)
- CAT – Comunicação de Acidente de Trabalho (労働災害報告)
- CD – Comunicação de Dispensa (解雇通知書)
- CTPS – Passará a ser “eletrônica” (労働社会保障手帳は電子化されます)
- PPP – Perfil Profissiográfico Previdenciário (職種別社会保障類別)
- DIRF (源泉徴収所得税申告)
- DCTF (連邦税貸方借方申告)
- Etc, etc, etc... (その他諸々)

## E-ソーシャルの目的

### 効果



- 権利保証
- プロセスの簡素化
- 情報の整合性向上

## E-ソーシャル導入後の状況

### E-ソーシャルの仕組み



企業／  
公的機関



E-ソーシャル

Ministério do  
**Trabalho**



コンソーシアム構成機関がE-ソーシャルで情報を  
受け取り、自らの環境で処理する。



## E-ソーシャルとは何か？



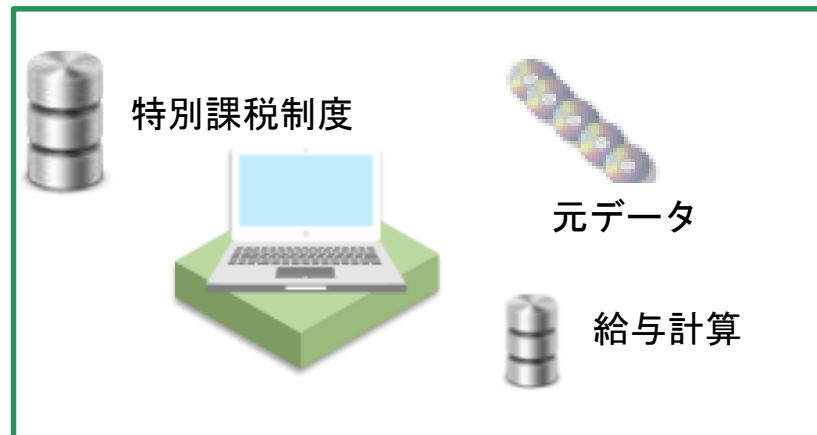
E-ソーシャル  
=  
「労務報告事項の新しい報告方法」

## E-ソーシャルの構造



雇用者／  
公的機関

XMLファイル



E-ソーシャル  
環境

Webサービス

Webポータル



## E-ソーシャルの構造



E-ソーシャル  
環境

Webサービス



E-ソーシャルBx

労働省

INSS

連邦貯蓄金庫

国税庁

## E-ソーシャルの規模



## E-ソーシャルのカバー範囲

### 官民対象

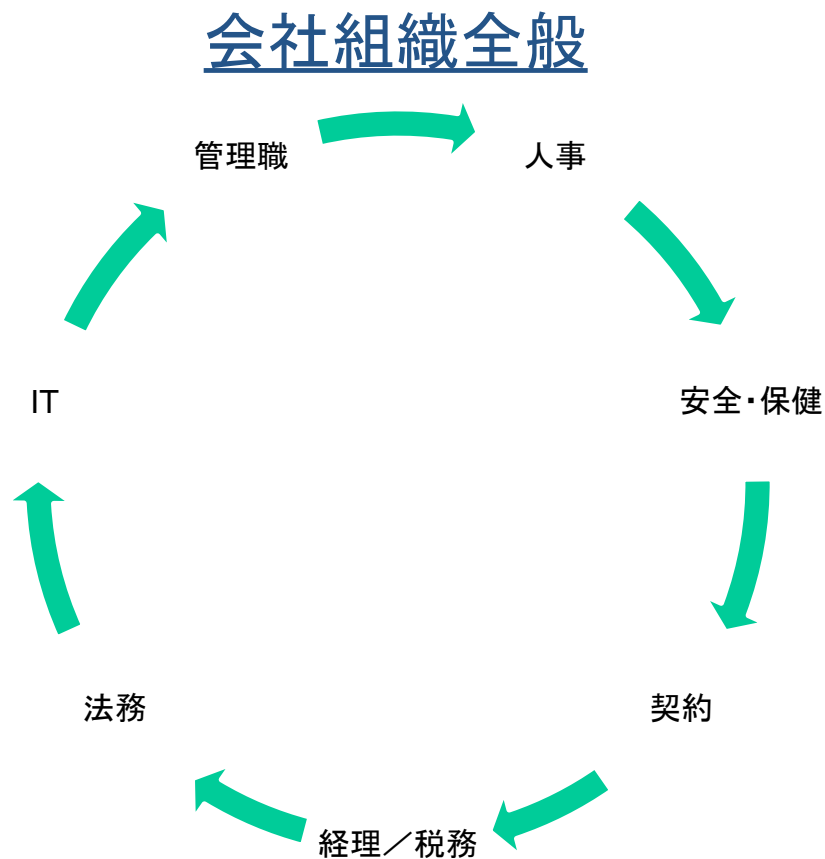
- ☑ 労働者4000万人以上
- ☑ 企業800万社以上
- ☑ 会計事務所 8万社以上
- ☑ IT企業50万社以上
- ☑ 政府機関6000以上
- ☑ その他

## E-ソーシャルのカバー範囲

### あらゆる種類の労働者の情報

- ☑ 統合労働法に準ずる労働者
- ☑ 会社定款に準ずる労働者
- ☑ 個人営業の労働者
- ☑ 日雇い労働者
- ☑ 組合労働者
- ☑ 労働契約を伴わない労働者
- ☑ インターン
- ☑ その他

# E-ソーシャルのカバー範囲





E-ソーシャルは本当に現実化するか？

するとすれば、いつ？

E-ソーシャルのスケジュール



導入スケジュール⇒E-ソーシャル指導委員会決議書第2号  
(2016年8月31日官報公布)



- 2018年1月1日⇒2016年度売上7800万リアル以上の雇用者および納税者に対する義務化開始。
- 2018年7月1日⇒上記以外の納税者および雇用者に対する義務化開始。

備考：労働者の安全および健康関連事項に関しては、義務化開始当初6ヶ月間の報告義務は免除する。

# E-ソーシャルのテスト環境



- 2017年6月26日⇒IT企業によるテスト段階の開始
- 2017年8月1日⇒その他の企業のテスト段階の開始

# E-ソーシャルに どのように備えるか？



## 準備事項

# 企業におけるE-ソーシャル導入



DB登録の整備



プロセス改善



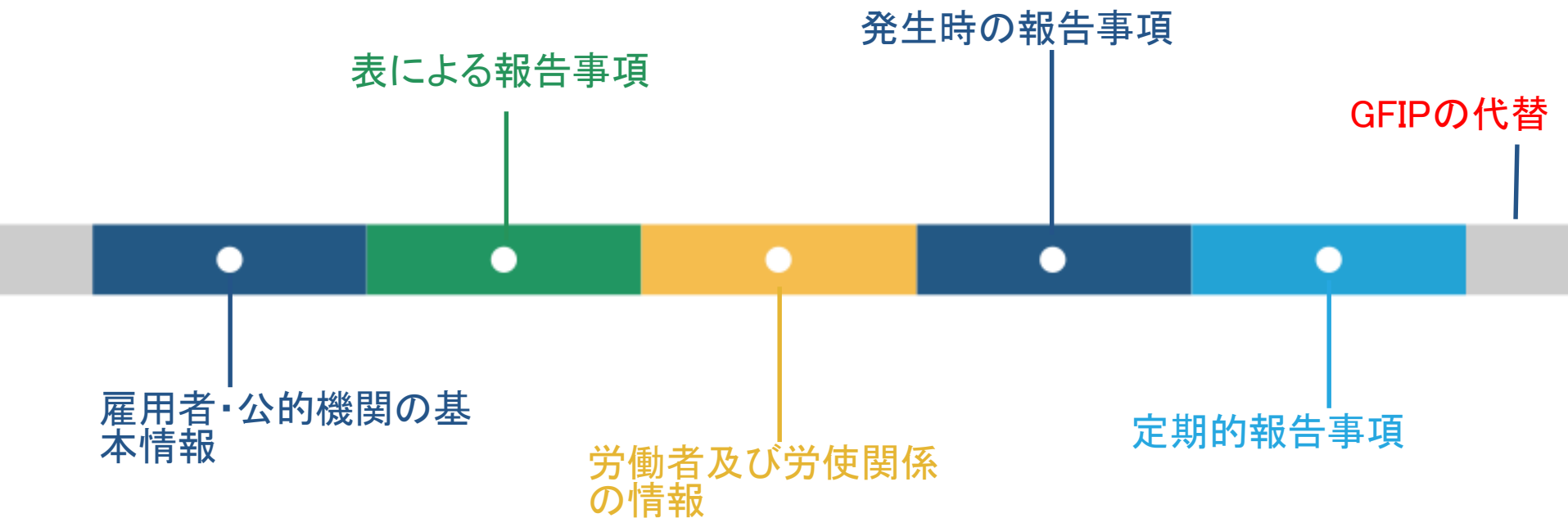
導入チーム

## 「段階的」導入

- 1ヶ月目⇒企業の報告義務開始
- 3ヶ月目⇒労使関係に関する報告義務開始
- 5ヶ月目⇒給与計算に関する報告義務開始
- 7ヶ月目⇒GFIP（FGTS納付および社会保障情報書）代替

備考：その他の報告義務事項の開始は、参加機関のシステムにEソーシャルのデータが実質的に取り込まれてからとする。

## 報告事項別の「段階的」導入



## E-ソーシャルのレイアウトとマニュアル



ご清聴ありがとうございました。

